第六十七条第二項中「においては」を「には」に改め、同条第三項中「数町村の区域を区域とする開票区」を「第一項の規定にかかわらず、数市町村合同開票区」に、「関係町村」を「関係市町村」に、「場合においては」を「場合には」に改め、同条第四項中「都道府県」を「第二項の規定にかかわらず、都道府県」に、「数町村の区域を区域とする開票区」を「数市町村合同開票区」に、「開票管理者及びその職務を代理すべき者が」を「これらの者が」に、「においては」を「には」に、「関係町村」を「関係市町村」に改め、「書記」の下に「（関係市町村に指定都市が含まれる場合には、当該指定都市以外の関係市町村の選挙管理委員若しくは選挙管理委員会の書記又は当該指定都市の関係区の選挙管理委員若しくは選挙管理委員会の書記）」を加え、同条第六項中「においては」を「には」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「においては」を「には」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5　第一項の規定にかかわらず、数区合同開票区においては、指定都市の選挙管理委員会が指定した区の選挙管理委員会は、当該選挙の選挙権を有する者の中から、開票管理者に事故があり、又は開票管理者が欠けた場合においてその職務を代理すべき者をあらかじめ選任しておかなければならない。

6　第二項の規定にかかわらず、指定都市の選挙管理委員会の委員長は、数区合同開票区において、開票管理者及びその職務を代理すべき者に共に事故があり、又はこれらの者が共に欠けた場合には、直ちに関係区の選挙管理委員又は選挙管理委員会の書記の中から、臨時に開票管理者の職務を管掌すべき者を選任しなければならない。

第六十八条中「若しくは第三項」を「、第三項若しくは第五項」に、「においては」を「には」に改める。

第七十条の三の見出しを「（数市町村合同開票区の開票立会人となるべき者の届出等）」に改め、同条第一項を次のように改める。

数市町村合同開票区においては、法第六十二条第一項の規定又は第七十条第一項の規定による開票立会人となるべき者の届出は、関係市町村の選挙管理委員会が協議して定めた市町村の選挙管理委員会（関係市町村に指定都市が含まれる場合には、当該指定都市以外の関係市町村の選挙管理委員会又は当該指定都市の関係区の選挙管理委員会）に対して行わなければならない。その協議が調わない場合には、都道府県の選挙管理委員会が指定した市町村の選挙管理委員会（関係市町村に指定都市が含まれる場合には、当該指定都市以外の関係市町村の選挙管理委員会又は当該指定都市の関係区の選挙管理委員会）に対して行わなければならない。

第七十条の三第二項中「関係町村」を「関係市町村」に、「町村の」を「市町村又は指定都市の区の」に、「においては」を「には」に改め、同条第三項中「法第十八条第二項の規定により数町村の区域を合わせて一開票区を設けた場合」を「数市町村合同開票区」に、「による町村」を「による市町村」に、「べき町村」を「べき市町村又は指定都市の区」に改め、同条第四項を次のように改める。

4　数市町村合同開票区においては、法第六十三条の規定による開票所を設ける場所の指定並びに法第六十四条の規定による開票の場所及び日時の告示は、関係市町村の選挙管理委員会が協議して定めた市町村の選挙管理委員会（関係市町村に指定都市が含まれる場合には、当該指定都市以外の関係市町村の選挙管理委員会又は当該指定都市の関係区の選挙管理委員会）が行う。その協議が調わない場合には、都道府県の選挙管理委員会が当該指定及び告示を行う。

第七十条の三に次の四項を加える。

5　数区合同開票区においては、法第六十二条第一項の規定又は第七十条第一項の規定による開票立会人となるべき者の届出は、指定都市の選挙管理委員会が指定した区の選挙管理委員会に対して行わなければならない。

6　指定都市の選挙管理委員会は、前項の規定により、開票立会人となるべき者を届け出るべき区の選挙管理委員会を指定した場合には、直ちにその旨を告示しなければならない。

7　数区合同開票区においては、法第六十二条第二項、第四項又は第五項の規定によるくじ、同条第六項の規定によるくじを行うべき場所及び日時の告示、同条第八項の規定による区の選挙管理委員会が行う開票立会人の選任並びに前条の規定による開票立会人の氏名等の通知は、第五項の規定により開票立会人となるべき者を届け出るべき区の選挙管理委員会が行う。

8　数区合同開票区においては、法第六十三条の規定による開票所を設ける場所の指定並びに法第六十四条の規定による開票の場所及び日時の告示は、指定都市の選挙管理委員会が指定した区の選挙管理委員会が行う。

第七十六条第一項中「書類とともに」を「書類とともに、」に、「数町村の区域を区域とする開票区にあつては、次条第二項に規定する町村の選挙管理委員会」を「数市町村合同開票区にあつては次条第二項の規定により定められ、又は指定された市町村の選挙管理委員会とし、数区合同開票区にあつては同条第三項の規定により指定された区の選挙管理委員会とする。次項において同じ。」に改め、同条第二項中「によつて」を「により」に、「前項」を「、前項」に改め、「（数町村の区域を区域とする開票区にあつては、次条第二項に規定する町村の選挙管理委員会）」を削る。

第七十七条第二項を次のように改める。

2　前項の規定にかかわらず、数市町村合同開票区については、開票に関する書類は、関係市町村の選挙管理委員会が協議して定めた市町村の選挙管理委員会（関係市町村に指定都市が含まれる場合には、当該指定都市以外の関係市町村の選挙管理委員会又は当該指定都市の関係区の選挙管理委員会）において、その協議が調わない場合には都道府県の選挙管理委員会が指定した市町村の選挙管理委員会又は当該指定都市以外の関係市町村の選挙管理委員会（関係市町村に指定都市が含まれる場合には、当該指定都市の関係区の選挙管理委員会）において、開票録、投票録及び投票とともに、同項の期間、保存しなければならない。

第七十七条に次の一項を加える。

3　第一項の規定にかかわらず、数区合同開票区については、開票に関する書類は、指定都市の選挙管理委員会が指定した区の選挙管理委員会において、開票録、投票録及び投票とともに、同項の期間、保存しなければならない。

第七十八条第一項中「法第七十三条」を「都道府県の選挙管理委員会は、法第七十三条」に、「市町村の選挙管理委員会にあつては開票管理者（指定都市においては、区の選挙管理委員会を経て開票管理者）及び選挙長に、都道府県の選挙管理委員会にあつては数町村の区域を区域とする開票区」を「関係のある数市町村合同開票区」に改め、同条第二項中「その旨を」の下に「関係のある」を加え、「数町村の区域を区域とする開票区」を「数市町村合同開票区又は数区合同開票区」に改め、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項中「選挙において」を「選挙においては」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3　指定都市の選挙管理委員会は、都道府県の選挙管理委員会から第一項の規定による通知を受けた場合には、直ちにその旨を関係のある数区合同開票区の開票管理者に通知しなければならない。

4　市町村の選挙管理委員会は、法第七十三条において準用する法第五十七条第一項前段の規定により更に期日を定めて開票を行わせることとした場合及び当該開票の期日を定めた場合には、関係のある開票管理者（指定都市においては、関係のある数区合同開票区の開票管理者及び区の選挙管理委員会を経て関係のある開票管理者）及び選挙長に、直ちに、同項前段の規定により更に期日を定めて開票を行わせることとした旨及び当該開票の期日を、それぞれ通知しなければならない。

第九十二条第一項中「当該各号」を「、当該各号」に、「数町村の区域を区域とする開票区」を「数市町村合同開票区」に改め、同条第二項中「市町村の選挙管理委員会」の下に「（指定都市においては、区の選挙管理委員会）」を、「による通知」の下に「（候補者の住所地の市町村の選挙管理委員会（指定都市においては、区の選挙管理委員会）に対する通知を除く。）」を加え、「場合においては」を「場合には」に、「数町村の区域を区域とする開票区」を「数市町村合同開票区又は数区合同開票区」に改め、「（指定都市においては、区の選挙管理委員会を経て投票管理者及び開票管理者）」を削り、同条第十項中「第四項まで」を「第五項まで」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「第四項まで及び第六項」を「第五項まで及び第七項」に、「数町村の区域を区域とする開票区」を「数市町村合同開票区」